

(IC13) 全国大会委員会規則

平成11年6月15日	制 定
平成18年4月21日	一部改正
平成23年11月18日	〃
平成24年5月11日	〃

(目的)

第1条 全国大会委員会（以下、委員会という）は、土木学会全国大会について、その企画、推進を行い、もって学術、技術の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第2条 委員会は、前項の目的を遂行するために、次の事業を行う。

- (1) 全国大会の企画、推進
- (2) 本部と支部間の交流と連携
- (3) その他、本委員会の目的に沿ったこと

(構成)

第3条 委員会は、委員長1名、副委員長1名ないし2名、委員概ね30名、幹事若干名で構成する。また、委員会は、必要に応じて小委員会を設置することができる。

2 役職者の業務は次のとおりとする。

- (1) 委員長は委員会を代表し、委員会業務を総括する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたるときは、委員長の職務を代行する。
- (3) 幹事長は幹事会を代表し、幹事会業務を総括する。
- (4) また、小委員会には委員長を置くことができる。委員の人数は必要最小限とする。

(委員長・委員等の選出方法と任期)

第4条 委員長・委員等の選出方法は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、理事会に諮って、会長が委嘱する。
- (2) 副委員長および委員は、委員長の推薦によって、会長が委嘱する。

2 委員長、委員および幹事の任期は2ヶ年とする。ただし、留任は妨げない。任期終了後の新委員長が決定されるまでの間は、前任の委員長が委員長の職務を継続して実施する。副委員長の任期は1ヶ年とする。委員は、原則として、ほぼ半数交代とする。

(運営)

第5条 委員会は委員長が招集して開催する。また、委員長は、必要に応じて文書をもって委員の意見を徴収し、委員会の開催に代えることができる。

(事務局)

第6条 委員会の担当事務局は、総務課とする。

(規則の変更)

第7条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則 この内規は、平成11年6月15日から施行する。

附則（平成18年4月21日 理事会議決） この変更内規は、平成18年4月21日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施

行する。

附則（平成 24 年 5 月 11 日 理事会議決） この変更規則は、平成 24 年 4 月 16 日から施行する。